

# 岡山県屋外広告物条例の一部改正の概要について

## 1 条例改正の経緯

県では屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止等の観点から、屋外広告物の規制を行っている。

現在、県の屋外広告物条例（岡山市・倉敷市を除く）では、公共的目的に該当する場合を除き、原則として官公署等を広告物等の表示又は設置をしてはならない禁止地域に指定している。

当該地域で民間広告を表示し、その広告料収入を設置・管理費用に充てることについては、国において規制の運用の弾力化が示されるとともに、市町からも要望があることから、このたび条例及び規則の改正を行う。

## 2 改正の概要

禁止地域において、公益上必要な施設又は物件で、知事が指定するものに表示又は設置する民間広告入りの広告物であって、広告料収入を当該施設、物件の設置又は管理に要する費用に充てる場合は、表示又は設置を可能とする。

## 3 施行期日

令和4年4月1日

### 【具体例】

- ・ 公共掲示板に観光・行政情報と民間広告を表示し、広告料収入を設置・管理費用に充当
- ・ 公共施設の外壁等へ設置されたデジタルサイネージに民間広告等を表示し、広告料収入を施設の維持管理費用に充当

< 公共掲示板 >



< 公共施設の外壁 >

